令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課)

| 項目 | 名 | 産業用地整備促進税制の創設 | |
|----------|--|--|--|
| 税 | 目 | 所得税、法人税 | |
| 要 | 団体に | 用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、地方公共よる用地整備と同様に、地方公共団体が連携した民間事業者による用地 | |
| 望 | 整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設する。 | | |
| Ø | | | |
| 内 | | 平年度の減収見込額 精査中 | |
| | | (制度自体の減収額) (- 百万円) | |
| 容 | | (改正増減収額) (- 百万円) | |
| | (1) 政治 | | |
| 新 | 産業 | 用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地 | |
| 設 | 域経済 | に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。 | |
| • | (2) t/= 4 | 生の 必要性 | |
| 拡 | ' ' '- | 策の必要性 の立地計画を持つ事業者の割合が増加傾向にある一方で、全国の分譲可 ・ | |
| 充 | 能な産 | 業用地面積は、産業用地の造成が分譲スピードに追い付いていないこと | |
| _ | | 減少している。そのため、新規立地や事業拡大に意欲のある企業に対 一ズに合った用地を用意できていない。 | |
| 又 | 産業 | 用地造成は、地方公共団体や土地開発公社が主体となって造成してきた | |
| は | が、用: | 地造成に必要なノウハウの不足(技術者の不足)や、造成に係る財政負 きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地造成が | |
| 延 | 難しい | 状況になりつつある。そのため、今年度、経済産業省では、産業用地整 | |
| 長 | け伴走 | るノウハウや事例を整理したガイドブックの作成、地方公共団体職員向 支援事業といった取り組みを開始し、地方公共団体の産業用地整備への | |
| を | | 強化しているところ。 | |
| 必 | 見地が | 、地方公共団体においては、造成に関するノウハウが蓄積され、技術的 補完できる民間事業者と連携することで、迅速な産業用地造成につなが | |
| 要 | ること | から、国内立地計画を持つ事業者のニーズに対応すべく、民間事業者と 、産業用地造成を行う動きが活発になっている。国内投資の重要性が増 | |
| | してい | る現在において、国内投資拡大の機会を逃さないためには、民間活力を | |
| <u>ا</u> | | た産業用地造成を促進する必要がある。 し、用地造成に際し、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は | |
| す | 所得控 | 除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場 | |
| る | | 同様の措置がないことから、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発 いる。今後、地方公共団体と民間事業者が連携した産業用地造成事業が | |
| 理 | 増加す | ることが見込まれることから、産業用地の造成を促進するべく、地方公が連携した民間事業者が土地を取得する場合においても、税制優遇が必 | |
| 曲 | 要であ | | |

| _ | 1 | T | |
|----------------------|-------|------------------------------------|---|
| 今回の要望(租税特別措置)に関連する事項 | 合 理 性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)】 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 〜賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上〜 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 (2)中堅・中小企業の稼ぐ力 工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。 |
| | | 政 策 の 達成目標 | 企業が投資を行うための下地作りである産業用地整備を迅速化 することで、国内投資を促進する。 |
| | | 租税特別措 置の適用又 は延長期間 | 検討中 |
| | | 同上の期間 中の達成 目 標 | 政策の達成目標と同じ |
| | | │ 政策目標の │ 達 成 状 況 | _ |
| | 有 効 性 | 要 望 の 措 置 の 適用見込み | 精査中 |
| | | 要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性) | 近年、迅速な開発、開発ノウハウや技術的見地の補完の観点から、従来の地方公共団体独自の開発ではなく、地方公共団体経済産業者と連携した産業用地整備が増加。令和6年6月に経済産業省が実施した調査では、今後産業用地を造成する際で、民間事業者と連携による産業用地を造成が見込まれる。 民間事業者と連携による産業用地を造成が見込まれる。 の大、現行制度では、産業用地を備において、地方公共団体は約86%であり、のでは、産業用地整備の更なる進展が見込まれる。 他方、現行制度では、産業用地整備におい行会にありまなが見では、産業用地を開いたが表けである。 他方、現行制度では、産業用地を備におい得空にからまれる。 他方、現行制度では、産業用地を備におい得でのが見れてでは、 が土地方公共団体と連携した公益性の高い対でのある。 を取得する場合は地権者に対いたおいたには、 では、対対ののの場合に対したが、 を取得したの関連が、 を取得したのは、 の関連が、 を取得したのは、 の関連が、 を取得したのは、 の関連が、 を取得したのは、 の関連が、 を取得がため、 の関連が、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の |
| | 相当性 | 当該要望項 目以外の税 制上の措置 | 地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画 整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合な どの譲渡所得の特別控除について規定されている。(租税特別 措置法「第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特 別控除」) |

| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | 7 |
|---------------------------------------|--|---|
| | 予算上の 措置等の 要求内容 及び金額 | _ |
| | 上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係 | |
| | 要望の措置 の 妥 当 性 | 一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、政策手段として有効かつ妥当である。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別 措 置 の 適用実績 | |
| | 租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果 | _ |
| | 租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性) | _ |
| | 前回要望時 の達成目標 | |
| | 前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 | |
| これまでの 要 望 経 緯 | | |